

4/20

解 説
第一回
第四回

平和條約に対する一般的見解(案二)

と一、九四五年九月二日以來、日本國の民主化及び平和國家化を目標とし、改訂された新憲法は、その真の意義を明らかにし、その目的を達成するに必要とする改革を明瞭に示し、その実現を期すことと、その結果として、日本國の政治、経済、社会、文化、教育、科学、芸術、スポーツ、労働、福利厚生、環境保護、国際協力、安全保障、国防、外交、内政、地方自治、青少年、高齢者、障害者、少数民族、宗教、言論、出版、集会、結社、労働組合、消費者、環境、情報、交通、エネルギー、宇宙、海洋、気候変動、防災、災害復興、国際法、人権、平和、非暴力、持続可能な開発目標(SDGs)など、あらゆる分野において、日本國の発展と世界の平和と繁栄に貢献することを誓う。

と一、九四五年九月二日以來、日本國の政治、経済、社会、文化、教育、科学、芸術、スポーツ、労働、福利厚生、環境保護、国際協力、安全保障、国防、外交、内政、地方自治、青少年、高齢者、障害者、少数民族、宗教、言論、出版、集会、結社、労働組合、消費者、環境、情報、交通、エネルギー、宇宙、海洋、気候変動、防災、災害復興、国際法、人権、平和、非暴力、持続可能な開発目標(SDGs)など、あらゆる分野において、日本國の発展と世界の平和と繁栄に貢献することを誓う。

二、
 決民 意の 日全 公保 正民 した 一信 義は 一恒 久の 平和 を 念願 し、 安全 と、 生存 を 保持 し、 陸、 海 復あし 得る 二平 和條 約を 除いて 他は なら ば、 日本 政府 は 欣然 として 受諾 する 復あし 得る 二平 和條 約を 除いて 他は なら ば、 日本 政府 は 欣然 として 受諾 する 復あし 得る 二平 和條 約を 除いて 他は なら ば、 日本 政府 は 欣然 として 受諾 する 復あし 得る 二平 和條 約を 除いて 他は なら ば、 日本 政府 は 欣然 として 受諾 する

空軍 その他の戦力はこれをして保持せしめ、
 空軍 その他の戦力はこれをして保持せしめ、
 空軍 その他の戦力はこれをして保持せしめ、
 空軍 その他の戦力はこれをして保持せしめ、
 空軍 その他の戦力はこれをして保持せしめ、

筋違條信障の月を
 合約ずすまを
 と国がるるまを
 思側日。た險す
 考は本日本め悪る
 する日本完政連国
 の全府合際との
 政非の国社予
 治武見側会想
 的裝解ににさ
 独ををを投れ
 立規忌いけに
 及定憚ても銚
 びすなく何れみ
 領もいらる、
 土のうかこと
 保とをの構と
 全のせ許さ想
 の誓ばされる
 約、れを持日
 をこるなた本
 されにらるの
 然対ばる安
 る応、も全
 べし平の無
 きて和と防
 保

三

国内治安
 日本政府は、日本の安全保持の最大眼目は国内治安の確保にあり、
 日本は、他国の内政に干渉し、武力的侵略より、
 力をもつて他国の内部に浸透して不安と擾亂を通行して工作し、国家をこれに暴
 もつて侵略と全くと同一の目的を達成する方式が、多く採用せ
 られつつあるからである。目的を達成する方式が、多く採用せ
 済生活の困窮、投機、失業、日本の地理的環境、相まつて日
 本の場合この「見えざる侵略」の危険を最大の除は、相まつて日
 あり。国内治安の問題を考慮するに当り想起すべきは、占領下の日本
 現実に発生した二種類の経験である。一は政府の機能を麻痺す
 る虞のある大規模の暴動及び外国人を含む団の大規模な暴
 てわすかに阻止し得た事例及び外人を含む団の大規模な暴
 が連合軍の援助により干渉なかりとせば、果して日本が自
 れらの場合若し連合軍の干渉なかりとせば、果して日本が自
 身の力をもちて事態を收拾し得たかは疑問である。日本は、
 助を頼むべし。他は迅速なる救護が行われ、天災の際に連合軍の出動
 病の発生を防止し得た事例である。この種の天災は、社会不安と疫
 日本にはしばしば発生する災厄である。この種の天災は、社会不安と疫

以上にかんがみ、日本政府は、平和條約において日本の警察力
 に対し制限が設けられたいことを最も強く希望する。日本政府
 の見解によれば、国内治安の確保に不可欠の要件は、次の三であ
 る。一、軍隊の欠除を考慮し、日本の人口に対応して国内秩序の維持
 に充分な数の警察力の保持。二、海上警察力及び裝備の保有。
 三、近代犯罪及び治安維持に充分な海上警察力及び裝備の保有。

8

五、
 經濟問題
 敗戦に上り領土の四五%を喪失し、植民地産業の全部と国内産
 業施設の三七%を失い、狭少にして資源にとぼしい領土に海外引
 揚者六百万を含む八千万以上の人口を擁するに至つた日本國の経
 済再建がいかに困難なる事業であるかは、過去四年間これが指導

除 解
第 四 公 開

4
20

をもつて書かれても、長い年月の経過に伴い、少くも部分的にはオプソリートとなり現実の事態に適應しなくなることを免れない。よつて日本政府は、来るべき平和條約ができる限り簡潔に且つ柔軟性を持つよう起草せられんことを希望する。また關係國間の意見の一致を遂げるを困難とする條項については、早急に最終的な規定を設けることを避け、條約實施後一定期間内に關係國で協議決定する方式を採用せられんことを希望する。更に將來事態の變更を予想せられ従つて恒久的規定の対象となすを適當としないうような條項については、充分に弾力性ある規定を設け且つ自衛的調整の途を開いて置かれるよう希望する。

調 整 の 途 を 開 いて 置 かれる よう 希 望 す る 。
上 述 の ぐ と き 配 慮 が な さ る よ う 希 望 す る 。
の 円 滑 且 つ 実 効 的 な 実 施 を 保 障 せ ら れ て は 、 対 日 平 和 條 約 は 、 そ
和 の 文 書 一 と し て の 効 果 を 発 揮 し 得 る べ し であ る う 。 日 本 國 民 は 、 そ れ
を 希 望 す る 。

セキニリテイに関するオブザヴェイション (案) (昭和二四一ニハ)

日本國民は憲法に定められた通り一切の軍備を保持しないことを決意したが、現下の國際情勢及び国内事情に鑑み、平和後における對外的安全及び国内治安の確保については至大の関心をもつてゐる。これに関する基本的考えについては一般的意見の二、安全保障及び三、国内治安の項において政府の所見を開陳しておいたが、國家の運命に関する重大問題であるから、國民の願望の存する所を増み、ここに重ねて日本政府の見解及び希望を述べることが許され度い。

一 對外的安全については、日本自身としては非武装化に徹底し、實質的には米國に依存することによりこれを確保し度い。

日本としては平和後できる限り速に國際連合への加入が許されることを切望するが、現下の國際情勢の下においては、實際

問題としてそれは困難であろう。そこで現段階においては、対外的安全保障の方法は、平和條約の締結国たる連合国による保障の約束とこれを果すために必要な實際的措置とから成ることになるであろう。前者はプリンシプルの問題で、日本の非武装化と対応して、連合国がその安全保障の責に任ずるといふ根本方針を闡明するものである。後者は現実に外部からの侵略を防止、排除するための措置であつて、有効な保障といふことを第一義とすべきものであるから、戦略上の考慮がその重要な決定要素であり、究局的には米国の判断によつて決定せられるべき事柄である。しかしながら、その方式を定めるに當つては、できる限り次のような政治的考慮を加えられるよう希望する。

(1) 日本國家の体面と國民の自尊心を傷つけず、日本國民をしてできるだけ親米感情をもたしめ、悪意ある宣伝や煽動に乗せしめる隙を與えないものであることが望ましい。

- (2) 平和主義の憲法と調和し、戦争からフリーであり度いといふ日本國民の願望に副うものであることが望ましい。
- (3) ソ連や中国を不必要に刺戟しないものであることが望ましい。殊にマジ・リテイ・ピースの場合には、後日ソ連、中国の参加を容易ならしめる道をあけておくよう配慮せられたい。
- 二 国内治安の問題については、前述の一般陳述に国内治安において述べた通り、必要な警察力を保有することができるものとの前提の下に、専ら対外的安全確保の面について、前記(1)(2)(3)に掲げた政治的考慮に基づき、日本政府は左の諸点を希望する。
- (一) 連合国は日本の主権並びに領土及び行政の保全を尊重する旨を平和條約に規定せられたい。
- (二) 現実に外部からの侵略を防止排除するための措置を規定せられたい。
- (三) 日本領域内における駐軍を必要とせられる場合には左の諸点を

解除 第 4 回公開 極秘

4
20

割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述
二十四、十二、三

一 日本は今次の敗戦の結果朝鮮、台湾、樺太、関東州等を放棄することとなつた。これらの地域は面積的には旧日本領の四三・五%、人口的には旧日本総人口の二九・二%を占め、これら地域に在住していた日本人（内地人）は、朝鮮七十万（一九四四年）台湾三十四万（一九四〇年）樺太四十一万（一九四〇年）関東州十二万（一九四三年）計二〇〇万に垂としており、その統治期間には短きも二十年余、長きは半世紀に及んでいた関係上、これら地域と日本本土との間には当然経済上、財政上種々なる密接な関係が存した次第であり、従つてこれらの地域の分離に伴い調整を要すべき種々の問題を残している。これらはいずれ来るべき講和條約において「割譲地に関する経済的財政の規定」として規律されることと察せられる。吾人としては連合國側が本件を考察される

Mr. W.

Handwritten notes in Japanese, including '米国の援助' and '経済的'.

四 根本なき危惧の念に基いて日本経済に對して不当な制限を加ふることのなきは現に国民経済の安定と復興のためには全力をあげて努力してゐるのであるが、現在の物資を必要としながら輸出代金を得るだけのための援助にまかすことは、輸入物資を必要とする現状を他國よりの援助によつて辛じて國民経済がささるるにわたる状態を遺憾とするものであるが、他方最も希望する観測によつても自力をもつてわが國國際收支の均衡を達成し、これを維持し得るに至るまでにはなほ数年を要すると思われ、よつて講和成立後においても米國が引続きその寛大なる援助を継続し、日本経済自立の達成を容易ならしめることを希望する。米國が従来必ず何らの形でも示すであらう好意に對しては、前記の如き日本経済が東南亞の諸國の援助の供與にあつたは、前述の如きことを、その間の貿易の盛んにすることを日本經濟の復興のみにならず、ひいては、その間の貿易の役割を認識し、與々々々の生活水準の向上にも寄與する可能に役立つように利用されるべき援助がかかる貿易関係の拡大のため

に際し先ず次の根本的諸点に注意を拂われることを要請する。

(一) 先ず指摘したい点は、日本のこれら地域に対する施政は決していわゆる植民地に対する搾取政治と認められるべきでないことである。逆にこれら地域は日本領有となつた当時はいずれも最もアングラー、デヴェロッパな地域であつて、各地域の経済的、社会的、文化的向上と近代化はもつばら日本側の貢献によるものであることは、すでに公平な世界の識者一原住民をも含めて一の認識するところである。そして日本がこれら地域を開発するに當つては、年々国庫よりローカル・パチエツトに対し多額の補助金をあたえ、又現地人には蓄積資本のない関係上、多額の公債及び社債を累次内地において募集して資金を注入し、更に多数の内地会社が、自己の施設を現地に設けたものであつて、一言にしていえば日本のこれら地域の統治は「持ち出し」になつていたといえる。

現地人の所得の向上、生活水準の上昇も日本領有以来のこと
に属し、従つて経済的、社会的分野に關する限り、間々聞かれ
る日本の植民地搾取云々の説は、政治的宣伝ないし実情を知
らざるところに起因する想像論に過ぎない。

(二) 次にこれらの地域において長年にわたつて平和的な生業を営
んでいた日本国民は全部放逐され、日本資産は公有財産のみな
らず彼らの努力により平和裏に蓄積された私有財産までがすて
に事実上剝奪されており、平和條約においてそれが確認される
のではないかと思われる点である。割讓地の居住民及び私有財
産にたいするかかる奇諾な措置は全く國際慣例上、異例のこと
に属する。

(三) なお領土問題に関する陳述の中でも申し述べた通り、これら地域はいずれも当時としては国際法、国際慣例上普通と認められていた方式により取得され、世界各国とも久しく日本領として承認していたものであつて、日本としてはこれら地域の放棄には異存ないが、過去におけるこれら地域の取得、保有をもつて国際的犯罪視し、懲罰的意図を背景として、これら地域の分離に関連する諸問題解決の指導原則とされることは、承認し得ないところである。

二 来るべき平和條約において日本の割讓地に関する経済的財政的事項を規定するにあたり、上述のごとき背景を考慮に容れることなく、單に各個の項目につき個別的に、單純に過去の先例のいづれかにならおうとするならば、はなはだしき衡平を失した結果にならざるを得ない。

特に、割讓地における日本の公私有財産の全面的放棄を規定さ

せられるならば、右は割讓地に関する一切の対日クレームを償つてはるかに余りあるものであるから、右の外、更に各個の公私の債務（公債、社債、恩給、保険、私人間債務、通貨その他）につき日本側の分担を追求することは一切これをなさないことにされたい。右解決方法は上述した事情を考慮に容れるならば、決してエクイティーを失したものでなく、むしろ簡單明快にワンス・アンド・フォー・オールの解決をなし得て、後日における紛争の種を除くものである。又経済的に見ても、右の解決方式によらずして、膨大なクレームを追求されることは、日本の負担能力を超え、その経済の自立化をはなはだしく阻害することにならう。

以上

6

B'4.0.0.1

对日平和条约關係
準備研究關係
第六卷

← 第三卷 ← ← 第二卷 ← → 第一卷 →

目次

1. 平和条約問題研究幹事会関係	自昭和 20 年 11 月
2. 国際委員会及び審議室設置運営関係	自昭和 21 年 8 月
3. 平和条約の時期及び手続	自昭和 22 年 6 月
4. 平和条約関係特殊問題に対する意見及び日本現状に 関する資料	自昭和 22 年 6 月 外務省
5. 平和条約一般的見解	自昭和 22 年 6 月
6. 平和条約関係重要会議記録	自昭和 21 年 1 月
7. 平和条約後における日本の安全保障に関する 各種論策	自昭和 22 年 10 月
8. 対日平和予備会議招請問題の現段階(調査)	自昭和 22 年 12 月
9. 対日平和会議招集問題の経過一覽表	自昭和 23 年 1 月

第五卷		第四卷		第四卷		第四卷	
19.	マシヨリテイピース対策研究作業	自昭和	24年	11	月		
18.	国際情勢の見通しと対日講和	自昭和	24年	12	月		
17.	平和条約に関する日本政府の一般的陳述(英文)	自昭和	24年	6	月		
16.	ドレーパー使節団と日本側関係者との会議	自昭和	23年	4	月		
15.	ドイツにおける民政移管の方式(調書)	自昭和	23年	10	月		
正常国際関係への復帰		自昭和	23年	10	月		
外務省							
14.	平和条約前におけるイタリヤの主権回復と	自昭和	22年	11	月		
13.	対日平和条約想定大綱関係	自昭和	22年	11	月		
12.	対日平和問題の経過及び現状(調書)	自昭和	23年	12	月		
平和の問題(調書)		自昭和	23年	6	月		
11.	対日平和問題の現段階と「平和条約前」	自昭和	23年	6	月		
10.	対日平和の現段階(調書)	昭和	23年	6	月		